「豊中市における歴史的文化的文書の保存及び利用の あり方について」(答申)

## はじめに

豊中市は、平成 13 年 1 月に策定した「第三次豊中市総合計画」において、政策の柱のひとつに"市民文化の創造を支えるまちづくり"を掲げ、地域の歴史・文化の保存及び活用を図ることを基本として市政運営に取り組んできました。また、平成 19 年 4 月に制定した「豊中市自治基本条例」は"市民主体のまちづくり"を謳っていますが、その実現には、住民が自らの地域に興味や関心を持ち、その歴史や文化を知ることは、たかまちに対する愛着や誇りを培い、よりよいまちづくりを進める原動力となります。

わがまちの歴史や文化に対する理解を深めるうえで、地域に伝わる歴 史資料や行政文書が果たす役割は大きく、これらの文書の保存に努め、 活用を図っていくことは、まちづくりのための重要な取組みです。この ため、豊中市の歴史や文化の理解につながるこれらの文書は、豊中市の 「歴史的文化的文書」として、未来へ引き継いでいかなければならない と考えます。

また、ある地域の歴史や文化は、その地域のみで成り立っているのではなく、他の地域とも相互に関係していることから、豊中市の歴史的文化的文書は、豊中市の貴重な財産であるとともに、近隣地域ひいては人

類全体にとっても大切な財産であると認識する必要があります。

豊中市では昭和 11 年 10 月 15 日の市制施行以来、本市に合併された各町村から引き継いだ文書を保存するとともに、市史編さん事業においても、市域内外に存在する古文書を中心とする歴史資料の収集に努めてきました。近年では、「豊中市行政文書管理規則」(平成 13 年 10 月施行)に基づき保存期間を経過した行政文書のうちから歴史的文化的価値が高い文書を選別し、保存しています。これらの歴史的文化的文書を今後さらに適切に保存・活用するためには、その意義を再確認するとともに、豊中市における歴史的文化的文書の取扱いを明確にする必要があると考えます。

なお、国においては平成 23 年 4 月に「公文書等の管理に関する法律」が施行され、公文書等は国民共有の知的資源であり、行政文書とともに歴史公文書等を利用する仕組みは民主主義を支える基本的なインフラ (社会基盤)である、との認識が示されました。同法の趣旨は、地方自治体においてもあてはまるものです。

歴史的文化的文書の保存及び利用を進めることによって、豊中市の歴史や文化への理解がよりいっそう深まり、そのことが豊中市の発展に寄与することを願い、「豊中市における歴史的文化的文書の保存及び利用のあり方」について意見を述べます。

## 1.「歷史的文化的文書」

歴史資料はもとより、行政の諸活動の中で作成された行政文書にも何らかの歴史的価値又は文化的価値が含まれますが、これらをすべて保存しておくことは困難です。このため、歴史的文化的価値が高いものを選別し、優先的に保存することが妥当であると考えます。

歴史的文化的文書の選別にあたっては、豊中市の歴史や文化を知るために役立つものを基本とします。また、歴史的価値及び文化的価値の判断は、現時点においてのみならず 50 年後 100 年後の利用を想定した長期的観点に基づくとともに、行政的な価値観に偏ったものにならないよう注意することが必要です。このことから、歴史的文化的文書の選別にあたっては、学識経験者の意見を聴くことが重要と考えます。豊中市においては、平成 23 年度に学識経験者の意見を聴き、「豊中市歴史的文化的文書選別基準」を策定していますが、今後、この基準を見直す場合にも同様の手続きを経るとともに、個々の文書の選別においても、必要に応じて学識経験者に意見を聴く仕組みを設けることが望ましいと思われます。

歴史的文化的文書としては、主に次のようなものが考えられます。

① 行政の諸活動の中には、歴史的な出来事への対応や、地域固有の 課題に対する特色ある施策などがあります。これらに関わって作成 された行政文書は、豊中市にしか存在しない貴重なものです。この ため、これらの行政文書は後世へ伝えていく必要があり、行政文書 としての保存期間が経過した後は、歴史的文化的文書とすべきもの と考えます。

- ② 『新修豊中市史』編さん事業は市制施行 50 周年を契機にスタートし、豊中市のこれまでの歩みを記すとともに、将来のまちづくりに生かすことを目的としたもので、歴史資料や歴史的文化的価値が高い行政文書を活用した事業であったといえます。このことから、市史編さん事業において収集した資料は、歴史的文化的文書であると考えます。
- ③ まちの歴史は、公的機関の活動のみで作られるものではありません。個人や民間企業等が保有する文書のなかにも、本市の歴史的経過や文化に関する貴重な記録等が含まれており、これらも歴史的文化的文書になるものと考えます。

なお、歴史的文化的文書は総務部情報公開課が所管していますが、教育委員会地域教育振興室では古文書等を保存しており、また教育委員会読書振興課が所管する図書館においても地域の写真や記録等の収集や提供に努めるなど、市の歴史や文化に対する理解を深める役割をそれぞれ担っています。このことから、歴史的文化的文書の取扱いに伴っては、

これらの担当部局が相互に連携を図っていく必要があると考えます。

# 2. 歴史的文化的文書の収集について

## (1) 行政文書であった歴史的文化的文書について

歴史的文化的価値が高い行政文書は、適切に収集し、誤って廃棄されないようにする必要があります。このため、これらの行政文書は、保存期間経過後に各課から速やかに収集することはもちろんですが、保存期間中であっても利用頻度が少なくなった時点で収集し、一元的な管理に努めることが必要です。

なお、行政文書としての重要度とその歴史的文化的価値とは必ずし も一致しませんが、一般的に、行政文書として重要なものは歴史的文 化的価値も高いと考えられます。このため、保存期間が長い行政文書 から優先して収集することが適当であると考えます。

#### (2) 歴史資料について

豊中市は、市史編さん事業において、市域の歴史や文化等を伝える 歴史資料の収集に努めました。

『新修豊中市史』の編さん事業は全 11 巻の刊行をもって終了しましたが、今後新たに豊中市の歴史・文化等を記した貴重な歴史資料が発見された場合には、これらが失われることがないように、豊中市としても適切に収集することが必要であると考えます。

## 3. 歴史的文化的文書の整理及び保存について

#### (1) 歴史的文化的文書の保存期間及び廃棄について

歴史的文化的文書は、原則として永久に保存すべきです。物理的な破損等によって、判読することができなくなった場合であっても、将来、技術の進歩によって修復が可能となることも考えられるため、廃棄にあたっては慎重な判断が求められます。

## (2) 保存場所及び保存環境について

歴史的文化的文書は長期に亘って保存するものであり、散逸や誤廃 棄がないように一元的に管理するとともに、文書の劣化を防ぐため、 適切な保存環境において保存することが必要です。

現在、歴史的文化的文書は、総務部情報公開課長が所管する「豊中市文書館」において一元的に管理されています。当面は、引き続き文書館において保存するとしても、同館は建物の老朽化や耐震性等に課題があり、また、元来文書収蔵庫として設計された建物ではないことを勘案し、同館が文書の長期保存に相応しい環境となるよう改善を図ることが求められます。

なお、保存場所のあり方については、さまざまな角度から、今後も 継続して検討することが必要であると思われます。

### (3) 目録の整備について

歴史的文化的文書を適切に保管し、利用に供するためには、どのような歴史的文化的文書を保有しているのかを把握しておかなければなりません。

このため、歴史的文化的文書の整理に努めるとともに、文書の特定に必要な文書名等の事項や保存場所等を記した目録を作成する必要があると考えます。

## (4) 記録媒体及び複製の作成について

情報の記録媒体は、それが作成された経緯や時代背景等を表すものでもあり、歴史的文化的文書は原本保存を原則とします。

しかしながら、歴史的文化的文書にはひとつしか存在しないものも多く、万一その文書を紛失したり毀損したりしたときには、そこに記されている貴重な情報が失われることになります。このため、原本を適正に保存するだけではなく、複製を作成し、利用にあたっては原則として複製を用いるなど、原本の劣化と情報の滅失を防ぐための対策が必要です。

複製は、保存性や利便性を考慮して、適切な記録媒体により作成する必要があります。また、災害等の不測の事態により原本と複製が同時に滅失することを想定し、それぞれ異なる場所で保管することが望ましいと考えます。

いうまでもないことですが、複製を作成した場合であっても、原本 そのものが有する価値は変わりません。したがって、原本は原則とし て廃棄せず、保存することが重要であると考えます。

## 4. 歴史的文化的文書の利用について

## (1) 歴史的文化的文書の活用

歴史的文化的文書の活用は、わがまちの歴史や文化に対する理解を 深め、誇りや愛着を醸成することにつながります。

歴史的文化的文書の活用方法としては、市域の歴史に関する研究や 講座等に利用したり、市政に関する調査研究や検証等に使用したりす ることが考えられます。

これらは、市が主体となって行う場合に限らず、学術研究機関等との共同事業や、学術研究機関等が行う事業への協力など、さまざまな形態が考えられます。

#### (2) 市民等による利用について

歴史的文化的文書は、その利用目的等が適当と認められるときは、 市民その他の者からの利用の求めに応じて、利用に供するよう努める ことも必要です。

ただし、歴史的文化的文書を利用に供することにより第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合その他合理的な理由がある場合には、利用の求めに応じることは適当ではないと考えます。この場合においては、利用に供することができない理由を明らかにすることが重要です。

なお、行政文書であった歴史的文化的文書については、「豊中市情報公開条例」及び「豊中市個人情報保護条例」による開示請求の対象であったことを踏まえ、これらの条例に準じた判断を行うことが必要です。ただし、豊中市情報公開条例において不開示とされた行政文書であっても、「時の経過」による事情の変化を考慮して、不開示とすべき事由がなくなった場合には利用に供すべきであると考えます。

## (3) 学術研究機関等による利用について

学術研究の目的による歴史的文化的文書の利用は、豊中市の歴史や文化を詳らかにし、ひいては市民の地域に対する愛着や誇りを培うことにもつながります。また、豊中市の歴史は他の地域と相互に関連していることから、学術研究を目的とする利用は、他の地域の歴史や、その地域と豊中市との関係を解き明かすこととなり、歴史学の発展に寄与することにもなります。

このため、学術研究機関等から歴史的文化的文書の利用の申し出があったときには、利用目的や利用方法等を確認したうえで、原則としてこれを認めるべきであると考えます。また、当該学術研究機関等は歴史的文化的文書を利用することで得られた研究成果については原則としてこれを公表し、豊中市においてもその研究成果を十分に活用すべきと考えます。

なお、学術研究においては、一般の利用に供していない未整理の歴 史資料等を利用したいとの要望もあると思われます。この場合におい て、その必要性を認めて利用に供するときは、研究成果の公表等にあ たって第三者の権利利益を不当に侵害しないよう、適宜の措置を講ず ることが必要であると考えます。あわせて、研究の過程で作成した資 料等の提供を求め、将来の利用につなげていくことも必要であると考 えます。

### (4) 利用の可否の判断について

歴史的文化的文書を利用に供するにあたっては、利用に供することによる支障の有無を判断する必要がありますが、歴史的文化的文書を所管する総務部情報公開課において、全ての歴史的文化的文書の内容を把握しておくことは困難であり、また、専門的な知識や経験に基づく助言等が必要となることがあるものと思われます。

このため、歴史的文化的文書の利用の可否の判断にあたっては、収集先の所管課等に意見を聴くとともに、必要に応じて学識経験者に意見を聴く仕組みを検討する必要があります。

また、利用の申出に応じられないことについて申出者から見直しを 求められた場合にも、学識経験者の意見を聴く仕組みを設けることが 望ましいと考えます。

# 5. その他歴史的文化的文書の保存及び利用に関する事項

#### (1) 歴史的文化的文書の保存及び利用に係る体制について

歴史的文化的文書の収集、選別、保存及び利用を進めるためには、 人材の確保及び育成が重要です。

歴史的文化的文書を取り扱う職員には、地域の歴史や文化への理解とともに歴史学や記録管理等に関する専門的な知識が必要です。このような能力を有する人材の確保及び育成に努めることで、"公文書館的機能"(注)を充実させるとともに、歴史的文化的文書の保存及び利用を長期的・継続的に行う体制の整備が必要と考えます。

注:公文書館とは、「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供すると ともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」(公文書館法 第4条第1項)をいい、歴史的文化的文書の保存及び利用は、公文書館的機 能の一部であると考えます。

#### (2) 職員の意識の向上について

歴史的文化的文書の保存及び利用事業を進めるには、それを担当する職員のみならず全ての職員がその意義を十分に認識することが重要です。歴史的文化的文書を保存することは、それぞれの業務の歴史的な経緯を将来に引き継ぐものであり、また歴史的文化的文書を活用することで、過去の経験や実績を現在の行政課題の解決に生かすことに

つながります。

このため、研修等を通じて、職員の歴史的文化的文書に対する意識の向上に努めていく必要があると考えます。

## (3) 行政文書の適正な管理について

行政の諸活動は、豊中市の歴史や文化に大きな影響を及ぼすものです。したがって、これを適切に記録し保存することは、市の歴史や文化を後世に伝えることにつながります。

行政文書は、事務を適正に執行するとともに説明責任を適切に果たすために作成し、保管しなければならないものですが、それとともに、歴史的文化的文書として保存し、利用に供することを視野に入れて作成し、保管することが求められます。

# 6. おわりに

歴史的文化的文書の保存及び利用は、長期的・継続的に取り組むべきもので、その選別基準や取扱いが頻繁に変更されることは好ましくありませんが、一方で、科学技術の進歩や社会状況の変化に柔軟に対応することも必要です。

今後においても学識経験者に意見を聴くなどして、第三者的視点を確保しながら、必要に応じて、歴史的文化的文書の保存及び利用に関する制度の見直しを行うことが望まれます。

# < 資料 >

# 1. 豊中市歴史的文化的文書審議会委員名簿

氏 名	職(所属)
◎ 中川 幾郎	帝塚山大学大学院法政策研究科教授
〇 村田 路人	大阪大学大学院文学研究科教授
加藤 幸江	弁護士

◎会長 ○会長代理

## 2. 豊中市歴史的文化的文書審議会審議経過

回 数	議題
(開催日)	
<b>数 1</b> 同	<ul><li>・会長の選出</li><li>・諮問の趣旨説明</li><li>・検討会議以降の歴史的文化的文書の保存等の取組状況の報告</li></ul>
第1回	
(平成 24 年 12 月 25 日)	・位置付け:歴史的文化的文書の保存・利用を進めるための検討の方向性
	・論点整理
	・位置付け:歴史的文化的文書の保存・利用の目的を確認
第 2 回	・利用:歴史的文化的文書の利用について
(平成 25 年 2 月 19 日)	・保存:歴史的文化的文書の保存について
	・その他:個人情報保護の取扱いについて
第3回 (平成25年3月19日)	・歴史的文化的文書の区分について
	・利用:自己情報の利用について
	・利用:学術研究機関等による特別利用について
	・利用:学識経験者の関与について
	・その他:行政利用について
	・保存:歴史的文化的文書の媒体について
	・保存:歴史的文化的文書の目録について
第 4 回 (平成 25 年 5 月 21 日)	・答申(たたき台)の提示・検討
第 5 回 (平成 25 年 8 月 5 日)	・答申(案)の検討